

平成30年第2回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 平成30年6月5日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 山岡 敏	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 松田 和代	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
事業部門理事	中野 彰宏		
総合政策課長	富井 文枝	総 務 課 長	吉村 良昭
税 務 課 長	吉田 彰宏	住 民 課 長	辻井 弘至
健康福祉課長	岡田真地子	人権同和対策課長	長岡 康
農 政 課 長	寺田 充宏	産 業 建 設 課 長	堀川 雅央
上下水道課長	石橋 史生	教 育 次 長	吉田 一弘
会計管理者 職務代理	溝本 貴宏		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成29年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第4 報告第2号 平成29年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）
- 第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）
- 第7 議案第1号 安堵町税条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第2号 平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について
- 第9 議案第3号 安堵町立安堵小学校大規模改造（空調設備）工事の請負契約の締結について

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（森田 瞳） おはようございます。

ただいまから、平成30年第2回安堵町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

町長（西本安博） はい。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

初夏の風の中、朝夕の涼しさは大変心地よく感じられる今日この頃でございます。

また、今は田植えの時期でもあり、1年の中で一番活気のある季節でございます。

そのような折、平成30年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともにお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

皆様、御存知のとおり、今、安堵町の話題の一つに、聖徳太子のオブジェがございます。この、高さ12メートルのメインとなる案山子の制作は、実行委員会の皆様と実行委員会に多額の御寄付をされた方々の成果でございます。

観光資源に「岡崎川の桜」や「案山子」が加わりまして、従前からの「中家住宅」や「歴史民俗資料館」等の町の歴史文化・観光情報を県内外に発信することができることで、町の関係人口を増加させ、また企業立地による雇用の確保で、町が更に活性化するよう努力してまいりたいと考えております。

それでは、本日提案させていただきます案件でございます。

平成29年度繰越明許費繰越計算書についての報告が2件、平成30年度補正予算の専決処分が2件、条例の一部改正案件が1件、平成30年度補正予算が1件、工事請負契約の締結案件が1件の合計7件でございます。

議員の皆様にご審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

まず、報告第1号は、3月定例会において承認いただきました一般会計の4事業の繰越明許費について、繰越額が確定したため、平成29年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

報告第2号は、これにつきましても、3月定例会において承認いただきました下水道事業の繰越明許費について、繰越額が確定したため、平成29年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

報告第3号は、前年度歳入を補てんする目的で、繰上充用金をもって財政処理を行うため、専決処分いたしました平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を報告するものでございます。

次に、報告第4号は、これにつきましても、前年度歳入を補てんする目的で、繰上充用金をもって財政処理を行うため、専決処分いたしました平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を報告するものでございます。

次に、議案第1号は、平成30年3月31日に公布されました、固定資産税の特別措置を創設する地方税法等の一部を改正する法律、政令、省令に対応するため、安堵町税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、議案第2号の平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）については、共同浴場「日新湯」の給湯器修繕費、自治総合コミュニティ助成の決定を受けて、明治150年関連事業と位置付けたシンポジウムを開催するための経費、及び歴史文化・観光ゾーン拠点整備における拠点施設の工事費用等の増額補正でございます。

議案第3号は、3月定例会において承認いただき、平成30年度に繰越いたしました安堵町立安堵小学校大規模改造（空調設備）工事の請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました但、詳細はその都度、担当課長より説明させていただきますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。以上でございます。

（西本町長 降壇）

議長（森田 瞳） 挨拶が終わりました。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、7番 松田和代議員、8番 岡田裕明議員を指名いたします。

両議員には、会期中よろしく願いいたします。

---

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から15日までの11日間としたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号「平成29年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課 富井でございます。

それでは、報告第1号「平成29年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御説明をさせていただきます。

次のページを御覧ください。

事業名は道路改良事業、金額は議会におきまして御承認をいただきました、翌年度に繰越して使用できる限度額でございますが、1,700千円、翌年度繰越額同額の1,700千円を翌年度に繰越しさせていただき、財源は、全額、一般財源をもって充てさせていただきます。

次に、事業名 下水道事業特別会計繰出金、金額は100千円、翌年度繰越額同額の100千円を翌年度に繰越しさせていただき、財源は同じく、全額、一般財源をもって充てさせていただきます。

次に、町立学校大規模改造事業、金額は151,400千円、翌年度繰越額同額の151,400千円を翌年度に繰越しさせていただき、財源は、未収入特定財源 国庫支出金で25,378千円、町債113,100千円、残り12,922千円を、一般財源をもって充てさせていただきます。

最後に、体育館改修事業、金額は2,534千円、翌年度繰越額同額の2,534千円を翌年度に繰越しさせていただき、財源は、全額、一般財源をもって充てさせていただきます。

合計金額155,734千円を、翌年度繰越額155,734千円、未収入特定財源 国庫支出金25,378千円、町債113,100千円、残り17,256千円を、一般財源をもって充てさせていただきます。

それでは、1ページ戻っていただいて、議案書を朗読させていただきます。

## 報告第1号

### 平成29年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成30年6月5日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 以上、御報告申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） はい。これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終結します。

---

議長（森田 瞳） 日程第4 報告第2号「平成29年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。石橋上下水道課長。

（石橋上下水道課長 登壇）

上下水道課長（石橋史生） 改めまして、おはようございます。上下水道課 石橋でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告第2号「平成29年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」御説明をさせていただきます。

本件につきましては、3月定例会におきまして御承認をいただきました、平成29年度下水道事業特別会計の繰越明許費につきまして、繰越額が確定したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、本議会におきまして御報告を行うものがございます。

内容といたしましては、公共下水道事業におきまして、事業の完了が翌年度となるため繰越を行ったものでございます。

それでは、2ページ目、繰越計算書をお願いいたします。

平成29年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

1款 下水道事業費、2項 下水道建設費、事業名が公共下水道事業で、金額54,000千円、翌年度繰越額が14,000千円、この財源といたしまして、国庫支出金が3,500千円、町債が10,400千円、一般財源が100千円でございます。

それでは、1ページ戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

## 報告第2号

平成29年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書  
について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、平成29年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成30年6月5日報告

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 以上、御報告をさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

（石橋上下水道課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終結します。



---

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） おはようございます。住民課の辻井です。よろしく申し上げます。

それでは、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」でございます。

それでは、説明をさせていただきます。

本補正につきましては、平成29年度国民健康保険特別会計決算において、6,458万1,000円の不足を補てんするものでございます。

地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成30年度国民健康保険特別会計において、前年度繰上充用金として、同額の6,458万1,000円の同額補正を行うものでございます。

また、平成29年度会計の出納閉鎖までにこれを行わなければならない、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年5月31日の専決処分とさせていただき、同条第3項の規定により報告するものでございます。

それでは、詳細につきまして、補正予算書より説明させていただきます。

補正予算書9ページをお願いいたします。歳出の部。

8款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、1目 前年度繰上充用金で64,581千円の増額。

これは、平成29年度国民健康保険特別会計の実質収支の補てん分でございます。

ページ、戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。歳入の部。

4款 諸収入、1項 雑入、4目 歳入欠かん補てん収入をもって、全額を充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。

平成30年6月5日報告

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 次のページをめくっていただきまして、専決処分書でございます。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成30年5月31日専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 予算書1ページをお願いいたします。

平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ64,581千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,016,481千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年5月31日専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。

4款 諸収入、1項 雑入、補正前の額718千円、補正額64,581千円。

歳入合計 補正前の額951,900千円、補正額64,581千円、計1,016,481千円でございます。

次のページ、3ページでございます。歳出。

8款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、補正前の額0円。

歳出合計 補正前の額951,900千円、補正額64,581千円、合計1,016,481千円でございます。

次のページ以降は、事項別明細書について先ほど説明をさせていただきましたので割愛させていただきます。御審議、御承認のほどよろしくをお願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） はい。ただいま、辻井課長の方から御説明がございましたうち、1ページの歳入歳出予算の補正の中で、第1条の第2項を第2条と仰ったんですけども、これは第2項の方で間違いないと思いますので、2項に訂正をさせていただきます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

---

議長(森田 瞳) 日程第6 報告第4号「専決処分の承認を求めることについて(平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)について)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長(長岡 康) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。長岡人権同和対策課長。

(長岡人権同和対策課長 登壇)

人権同和対策課長(長岡 康) おはようございます。人権同和対策課 長岡です。

よろしく申し上げます。

それでは、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて(平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)について)」説明させていただきます。

本補正につきましては、平成29年度におきまして歳入欠損が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成30年度の予算に繰上充用金として予算計上するものでございます。

なお、出納閉鎖期間が5月31日となっていることにより、専決処分とさせていただきます。詳細につきましては、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書9ページをお願いします。歳出。

3款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、1目 前年度繰上充用金、平成29年度を補充するための費用24,916千円の増額補正でございます。

この財源といたしましては、1ページ戻っていただきまして、歳入。

2款 諸収入、2項 雑入、2目 歳入欠かん補てん収入を充てさせていただいています。  
それでは、最初のページに戻っていただきまして、報告書を朗読させていただきます。

#### 報告第4号

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町住宅新築資金  
等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成30  
年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専  
決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。

平成30年6月5日報告

安堵町長 西本 安博

人権同和対策課長（長岡 康） 次のページをお願いいたします。

#### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成30  
年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専  
決処分する。

平成30年5月31日専決

安堵町長 西本 安博

人権同和対策課長（長岡 康） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）

平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24,916千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,257千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年5月31日専決

安堵町長 西本 安博

人権同和対策課長（長岡 康） 2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正を朗読いたします。歳入。

2款 諸収入、2項 雑入、補正前の額303千円、補正額24,916千円、計25,219千円。

歳入合計といたしまして、補正前の額1,341千円、補正額24,916千円、歳入合計26,257千円。

続きまして、3ページをお願いします。歳出。

3款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、補正前の額0円、補正額24,916千円、計24,916千円。

歳出合計といたしまして、補正前の額1,341千円、補正額24,916千円、歳出合計26,257千円。

なお、次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。以上でございます。審議の方、よろしく申し上げます。

（長岡人権同和対策課長 降壇）

議長（森田 瞳） はい。これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第4号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第1号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田税務課長。

（吉田税務課長 登壇）

税務課長（吉田彰宏） おはようございます。税務課の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の特例措置を創設する地方税法等の一部を改正する法律、政令、省令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、また生産性向上特別措置法が成立したことにより、安堵町税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、生産性向上特別措置法に規定する、町の導入基本計画に基づいて取得した一定の機械・装置などの償却資産に係る固定資産税について、3年間課税標準を「ゼロ」とするものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明させていただきます。

議案書の3枚目、新旧対照表1ページを御覧ください。

現行の第10条の2、19項を20項といたしまして、新たに19項で償却資産に係る固定資産税の課税標準を「ゼロ」とする条文を追加いたします。

続きまして、1ページ戻っていただきまして、附則の施行期日につきましては、公布の日から施行し、生産性向上特別措置法の施行の日から適用します。

それでは、1枚目に戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

### 議案第1号

#### 安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年6月5日提出

安堵町長 西本 安博

税務課長（吉田彰宏） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

（吉田税務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）



議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第2号「平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号「平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,072万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,486万9,000円といたします。

補正理由につきましては、一つ目といたしまして、明治150年記念事業として位置付けたシンポジウムが、自治総合コミュニティ助成の採択を受けましたので係る経費を増額補正するものでございます。

二つ目といたしましては、社会保障税番号制度による個人番号カード交付事業の、発行委任事務負担金の補助額が確定をいたしましたので、係る経費を補正するものでございます。

三つ目といたしましては、「総合センターひびき」浴場給湯器の修繕に係る必要経費を増額補正するものでございます。

四つ目といたしましては、歴史文化・観光ゾーン拠点整備事業の拠点施設工事について、係る必要経費を増額補正するものでございます。

五つ目といたしまして、夜間中学校就学の教育費負担金の増額補正でございます。

それでは、補正予算書12ページ、13ページをお開きください。

歳出についてでございます。

2款 総務費、1項 総務管理費、4目 企画費におきまして、諸経費として、8節 報償費757千円、9節 旅費122千円、11節 需用費1,256千円、12節 役務費59千円、そして、会場設営委託等13節の委託料で400千円、施設使用料で14節の使用料及び賃借料202千円の増額補正でございます。

続きまして、3項 戸籍・住民基本台帳費、1目 戸籍・住民基本台帳費、19節 負担金補助及び交付金におきまして、個人番号カード発行委任事務負担金として600千円の増額補正でございます。

続きまして、3款 民生費、3項 人権対策費、3目 総合センター管理運営費、11節 需用費として、浴場給湯器修繕料として7,033千円の増額補正でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

7款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費で、消耗品費として11節 需用費1,000千円、歴史文化・観光ゾーン拠点施設整備工事として15節 工事請負費162,000千円、施設備品等として18節 備品購入費7,000千円の増額補正でございます。

続きまして、9款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費、19節 負担金補助及び交付金として、夜間中学校就学の教育費負担金300千円の増額補正でございます。

続きまして、歳入でございます。補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金として600千円の増額補正でございます。

次に、17款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金で、繰越金として16,332千円の増額補正でございます。

次に、18款 諸収入、3項 雑入、1目 雑入におきまして、自治総合コミュニティ助成金等として1,797千円の増額補正でございます。

19款 町債、1項 町債、2目 土木債におきまして、2節 一般単独事業債としまして、地域活性化事業債145,800千円の増額補正でございます。

最後に、20款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 基金繰入金で、繰入金として文化振興基金繰入金16,200千円を勘定する増額補正でございます。

従いまして、4ページへお戻りください。

第二表 地方債補正を御覧ください。

歴史文化・観光ゾーン拠点整備事業、補正前の限度額4,800千円を、補正後限度額150,600千円とさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

## 議案第2号

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）を、別紙のとおり提出する。

平成30年6月5日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

## 議案第2号

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ180,729千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,554,869千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成30年6月5日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ以降の、第一表 歳入歳出予算補正、第二表 地方債補正及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。以上でございます。御審議、御可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） ただいま、富井総合政策課長より補正予算についての説明がございました。

この補正予算のうち、歴史文化・観光ゾーンの拠点施設の整備概要につきましては、来る6月8日、総務産業建設常任委員によります勉強会、そして総合センターひびき「日新湯」の修理と今後の運営計画につきましては、6月の11日月曜日に、文教厚生常任委員によります勉強会をいたす予定にいたしております。

従いまして、補正予算の採決をここでを行いますので御協力よろしくお願ひ申し上げます。これより、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願ひます。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

会期中の勉強会につきましては、委員長の指示に従い、よろしく、勉強会、お願い申し上げます。

---

議長（森田 瞳） 日程第9 議案第3号「安堵町立安堵小学校大規模改造（空調設備）工事の請負契約の締結について」を議題とします。

本案についての、提案理由の説明を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） 教育委員会事務局の吉田でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第3号、案件名「安堵町立安堵小学校大規模改造（空調設備）工事の請負契約の締結について」を説明させていただきます。

議案書を1枚めくっていただきまして、御覧いただきたいと思っております。

図面を4枚添付しております。安堵小学校の全体図と校舎1階から3階の、それぞれの平面図となっております。網掛けしている教室が、今回の空調設備工事の対象となります。

安堵小学校の空調設備工事につきましては、平成30年2月に、平成29年度の国の補正予算で、学校施設環境改善交付金の採択がありまして、急遽、平成29年度の歳入歳出予算と、繰越明許費予算の補正案件を3月議会で御可決いただいたところでございます。

今回の整備によりまして、普通教室16教室、会議室2室、特別支援教室1教室、音楽室などの特別教室が7教室、こちらに空調設備が整備され、児童がよりよい学校生活を送れるように、学校教育環境がより充実されたものになります。

なお、今回の空調整備工事につきましては、8月末の完了を予定しております。

本案件は、この安堵小学校大規模改造（空調設備）工事の契約案件でございます。本工事の契約に当たりましては、5月28日に指名競争入札を実施しまして、落札業者が決定いたしました。

当該契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する、予定価格5,000万円以上の契約に該当するため、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、1ページの議案書を朗読させていただきます。

### 議案第3号

#### 安堵町立安堵小学校大規模改造（空調設備）工事の請負契約の 締結について

安堵町立安堵小学校大規模改造（空調設備）工事に係る請負契約の締結について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月5日提出

安堵町長 西本 安博

### 記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的  | 安堵町立安堵小学校大規模改造（空調設備）工事                     |
| 2. 契約の方法  | 指名競争入札                                     |
| 3. 契約の金額  | 72,900,000円<br>(うち消費税5,400,000円)           |
| 4. 契約の相手方 | 奈良県奈良市法蓮町152-1<br>福井水道工業株式会社<br>代表取締役 阪田文彦 |

教育次長（吉田一弘） なお、この工事請負契約の契約金額でございますが、予算額8,553万4,000円に対しまして、対予算額の比率で言いますと85.2%でございます。  
以上でございます。御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（吉田教育次長 降壇）

議長（森田 瞳） はい。説明が終わりました。

本件につきまして議案第3号につきましては、これは小学校の請負工事に関する契約の内容でございます。今、説明のとおりでございます。

そして、付帯いたしまして、中学校の方も同時進行で空調設備を契約されたということでございますので、先ほどの全員協議会でもって、教育委員会の方へは、くれぐれも工期を、工期内でですね、完成をしていただきたいということも、議会の方から申し添えさせていただきました。そして、そのためにも、本会のこの小学校の大規模工事、この契約についての内容につきまして、常任委員会に付託することなく、一日でも、二日でも早く工事に着工していただきたい旨の、御協力をさせていただいておりますので、くれぐれも工期を厳守していただきたいと、かように思いますのでよろしくお願いいたします。

では、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日6日、午前10時開会、「一般質問」を予定しております。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
散 会

午前10時50分  
-----